

宇部市マイナンバーカード交付促進協力事業所認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇部市におけるマイナンバーカードの交付促進の取組を積極的に協力する事業所（以下「協力事業所」という。）の認定に関し必要な事項を定め、もってマイナンバーカードを活用した行政事務の効率化及び市民の利便性の向上を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) マイナンバーカード

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき交付される個人番号（マイナンバー）及び氏名等が記載された顔写真付きのICカードをいう。

(2) 従業員

期間を定めないで常時雇用されている従業員をいう。

(3) 宇部市民

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条の規定に基づき、宇部市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(4) 申請時来庁方式

マイナンバーカードの申請者が、市が指定する場所において申請を行い、後日、市窓口に来庁することなく一般書留郵便でマイナンバーカードを受け取る方式をいう。

(認定の対象)

第3条 協力事業所の認定の対象は、宇部市内に本店、支店、営業所その他の従業員を有する事業所とする。

(認定の基準)

第4条 協力事業所の認定の基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 事業所におけるマイナンバーカードの保有枚数率（申請時来庁方式により交付申請手続が完了した者を含めたマイナンバーカードを保有した率（小数点以下四捨五入）とする。）が、宇部市民の従業員の80%以上であること

(2) 前号のほかマイナンバーカードを活用した行政事務の効率化及び市民の利便性の向上に寄与しているなど、市長が特別に認めるとき

(認定の申請)

第5条 協力事業所の認定を希望する事業所は、宇部市マイナンバーカード交付促進協力事業所認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、
適当と認めるときは、協力事業所の認定をし、当該申請をした事業所に認定証（様
式第2号）を交付するものとする。

(有効期間)

第7条 前条の認定の有効期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 1月1日から5月末日までの期間に認定を受けた場合は、認定を受けた日から
起算して1年を経過した日の属する年の5月末日まで
- (2) 6月1日から12月末日までの期間に認定を受けた場合は、認定を受けた日か
ら起算して2年を経過した日の属する年の5月末日まで
- (3) 期間満了の日の1箇月前から再申請を行うことができる。ただし、第10条第
1項の規定により認定を取り消した場合を除く。

(公表)

第8条 市長は、第6条の規定により認定をした協力事業所を市ウェブサイト等で公
表するものとする。

(調査)

第9条 市長は、必要に応じ、協力事業所に対し、マイナンバーカードの交付促進等
の状況を把握するための調査を行うことができるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準
を満たさないこととなったときその他協力事業所としての認定が適当でないと思
認るときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方
に対し、当該取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された者は、速やかに、第6条の認
定証を市長へ返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

この要綱は、令和5年12月21日から施行し、同日以降の申請から適用する。